

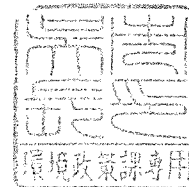
## 産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県呉市広多賀谷一丁目9番30号

氏名 株式会社 こっこー  
代表取締役 榎岡 達真

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

呉市長 新原 芳明



許可の年月日 令和2年7月9日

許可の有効年月日 令和7年7月8日

## 1. 事業の範囲

事業の区分 中間処理（破碎、選別、油水分離、圧縮、切断）

産業廃棄物の種類

## 【破碎(1)】

- ・廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。）（廃プリント配線板、廃容器包装及び自動車等破砕物を除く。）
- ・金属くず（廃蛍光管に限る。）（廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装及び自動車等破砕物を除く。）
- ・ガラスくず（廃蛍光管に限る。）（廃ブラウン管、廃石膏ボード、廃容器包装及び自動車等破砕物を除く。）

## 【破碎(2)】

- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃容器包装を含み、廃ブラウン管、廃石膏ボード及び自動車等破砕物を除く。）

## 【選別】

- ・汚泥（廃乾電池に限る。）（判定基準に適合しないものを除く。）
- ・金属くず（廃乾電池に限る。）（廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装及び自動車等破砕物を除く。）

## 【油水分離】

- ・廃油

## 【圧縮】

- ・廃プラスチック類（廃プリント配線板及び廃容器包装を含み、自動車等破砕物を除く。）
- ・金属くず（廃プリント配線板、廃容器包装を含み、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板及び自動車等破砕物を除く。）
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃容器包装を含み、廃ブラウン管、廃石膏ボード及び自動車等破砕物を除く。）

## 【切断】

- ・廃プラスチック類（廃プリント配線板及び廃容器包装を含み、自動車等破砕物を除く。）
- ・金属くず（廃プリント配線板、廃容器包装を含み、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板及び自動車等破砕物を除く。）
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃容器包装を含み、廃ブラウン管、廃石膏ボード及び自動車等破砕物を除く。）

（これらのうち、水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以下余白

## 2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

## 3. 許可の条件

余白

## 4. 許可の更新又は変更の状況

令和2年7月22日 更新許可 以下余白

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 中間処理施設

設置場所 呉市昭和町10番34号（呉市昭和町11番1号）日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区内

施設の種類	廃棄物の種類	設置年月日	処理能力	許可年月日及び許可番号
油水分離施設	廃油	平成8年1月20日	20 m <sup>3</sup> /日	平成7年6月21日 呉2051021号

設置場所 呉市広多賀谷一丁目1428番9外（呉市広多賀谷一丁目9番30号）

施設の種類	廃棄物の種類	設置年月日	処理能力	許可年月日及び許可番号
破砕施設(1)	廃プラスチック類，金属くず，ガラスくず（廃蛍光管に限る。）	平成23年10月12日	5.4 t/日	—
破砕施設(2)	ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず	平成22年5月28日	7 t/日	—
選別施設	汚泥，金属くず（廃乾電池に限る。）	平成16年3月31日	360 kg/時	—
圧縮施設	廃プラスチック類，金属くず，ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず	昭和49年6月28日	11 t/日	—
切断施設	廃プラスチック類，金属くず，ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず	平成23年11月1日	87 t/日	—

(2) 保管施設

所在地 呉市昭和町10番34号（呉市昭和町11番1号）日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区内

面積	廃棄物の種類	保管上限	積み上げ高さ	備考
7 m <sup>2</sup>	廃油	25 m <sup>3</sup>	屋内保管	処理前

所在地 呉市広多賀谷一丁目1429番9外（呉市広多賀谷一丁目9番30号）

面積	廃棄物の種類	保管上限	積み上げ高さ	備考
18 m <sup>2</sup>	廃プラスチック類，金属くず，ガラスくず（廃蛍光管に限る。）	12 m <sup>3</sup>	屋内保管	処理前
20 m <sup>2</sup>	ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず	12 m <sup>3</sup>	屋内保管	処理前
4.5 m <sup>2</sup>	汚泥，金属くず（廃乾電池に限る。）	2.5 m <sup>3</sup>	屋内保管	処理前
34.2 m <sup>2</sup>	廃プラスチック類，金属くず，ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず	34 m <sup>3</sup>	屋内保管	処理前
21 m <sup>2</sup>	廃プラスチック類，金属くず，ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず	24 m <sup>3</sup>	屋内保管	処理前

以下余白